

戦後における松島正儀の生涯と思想（1）

遠藤 興 一

天皇后両陛下は八日、おそろいで午前、午後にわたり東京都内の社会事業施設をごらんになった。（中略）育成園で両陛下のおそばにチョコチョコとかけよった戦災孤児の坊や―「オジチャン、コレ―」と自作の図画をさしだす、「坊やどれどれ」と陛下、坊やくると紙を裏返して「ウラハコレヨ」、みれば画きしくじったなぐりがき、無邪気な坊やの仕ぐさに両陛下ともどっとお笑い。陛下「坊やこれなあに？」坊や「ナンデモナイ―」で、また大笑い。陛下「坊やは元気だね」と頭をおなでになった、両陛下と孤児の朗らかな一幕。（朝日新聞 昭和23年10月9日）

この昭和23年10月8日天皇、皇后の行幸啓があった。乗用車が入らないため、熱海湯（近隣の銭湯）の前で止め、三谷隆信侍従長等がつき添い、道路では一列にゴザを敷いて、町民は座り、「万歳、万歳」を唱えて出迎えた。

この18年後の昭和41年3月18日、美智子皇太子妃が東京育成園に台臨、訪問した。

美智子さまと木に登った少年、「何年生？」「木登り好きなの？」「うん」、18日午後美智子妃が東京都世田谷区上馬1ノ754にある養護施設「東京育成園」とその附属幼稚園などにお出になったときの1コマ。約1時間半のご視察中にも、子どもたちを遊ばせておいたので、案内役の松島正儀園長と美智子さまの間に2、3人の子どもが割り込んだり、ころがってきたボールをひろったりされた。（朝日新聞 昭和41年3月19日）

はじめに

戦前の児童保護事業界で、さらには民間社会事業界で長く活躍した松島正儀^{まさのり}は、太平洋戦争が終って、戦後の混乱、荒廃した世相を前に休む間もなく、戦災孤児をはじめとする、様々な児童問題と取り組んだ。その一方、新たな民主的憲法体制下、政治、経済の在り方から日常生活のレベルに至るまで、戦前とは全く異なる福祉問題が生まれ、それも日々多発することで深刻化する。努力と新たな試みを重ねなければな

らなかった。とりわけ民間社会福祉の復興と再生は至上命題であり、周囲が松島に期待するところは大きかった。福祉関連諸立法の創設、改訂といった作業は困難が多く、苦しい経験を強いたが、それをあえて担い、役割を果そうとした。公私にわたる各種団体、機関委員を引き受けたのもそうした現われのひとつ。特に民間社会福祉事業の特徴を生かすため、全国養護施設協議会を結成した役割は重要で、これはその後の児童福祉にとって方向づけを与えるものになった。又、若き日に学究の途を志しながら断

念せざるを得なかったにがい思いもあり、社会福祉の研究、教育にはことの外熱心で、優秀な指導者、研究者を多く育てることになった。激動期にあって、時代の要請に即応し、方向性を指し示す姿をとりつつ、同時に北川波津をはじめ、戦前から先達に学び、受け継ぎ、自らのものとした理念や思想、また処遇原則、専門的な方法といった面に、積極的な取り組みをみせた。そこで本稿は、松島がたどった戦後の軌跡を振り返りつつ、その「生涯と思想」の特徴に触れてみたい。(なお戦前については、本誌第33、34号を参照のこと)

1 荒廃のなかから——東京育成園の再出発

終戦を境に戦災孤児、浮浪児が巷にどっと溢れた。混乱期であるから正確な実数など分かりようもないが、昭和21(1946)年8月末現在の調査によると、戦災孤児の概数は2,837人、内訳は乳幼児が433人、学童が2,404人で、これらはいずれも親類縁者に引き取られたか、施設に入所中の孤児である。その外側にどれほどの浮浪孤児がいたものか、今日では分かりようがない。『日本社会事業年鑑』(昭和22年版)によると、「浮浪児は戦後に於て大都市に多く発生した。戦災に依って家を失った彼等は、孤児でもあり、又両親があっても家出したものであった」という⁽¹⁾。つまり、両親との関係では生別、死別を経て孤児になった両方の場合がある。行政の立場からみて施設に入所させる、させない判断には「鑑別」が必要で、分類操作が介在した。施設入所児童はこの後、うなぎ上りに増え、昭和22(1947)年6月15日現在、孤児は4,596人、浮浪児は4,080人となり⁽²⁾、巷間この数倍の孤児、浮浪児がいたであろうと推測される。当時、調査をした竹田俊雄によれば、「一言に浮浪児といわれるが、浮浪児がその精神的な素質にお

いても、既往の環境においても、さらに浮浪の動機においても、実に種々な異なるものを包含している⁽³⁾」事実が知らされている。戦時中から家庭崩壊、育児環境の劣悪化が進行し、児童問題は必ずしも戦後になって生れたものではなかった。竹田によると、一般的な意味の家出児童は調査の40%に上り、理由も大抵は家庭環境の不備にあった。とはいえ、緊急の必要から児童収容は積極的に推進しなければならず、GHQの指導も徹底した対策を関係機関に指示し、通達した。

浮浪児を収容する施設は、一方においては戦後急速にこれを保護する必要に迫られて、既存の育児施設、虐待児施設、精神薄弱児施設、少年救護施設その他不良児施設などを利用して、これにあらゆる浮浪児を混合収容する手段をとり、新設のものも、浮浪児の分類収容について明確な目標をもつ場合は例外的であり、官公の施設は予算、経営の面からいたずらに収容員数を大にしようとし、私設のものは社会事業デパート的企業心から、あらゆる浮浪児を収容しようとする傾向をもつものが少くない⁽⁴⁾。

当時、こうした孤児、浮浪児の救済に東奔西走した人びとのなかにカトリック・キリスト教修道士、ゼノ・ゼプロウスキーがいた。マスコミにしばしば登場した知名人であるが、その活動は竹田が指摘した収容環境をちょうど裏返しにした対応を示し、無差別、無限定な施設送りを推進した。

「おーい、坊や、みんなよい子、おじいさん、アメあげる、マリア様よろこぶ」、黒服に白い紐をぶらさげて妙な日本語をしゃべる長いヒゲの外人。とにかく面白いし、優しそう

戦後における松島正儀の生涯と思想（1）

だから、子どもたちは喜んでついてくる。だが一夜あけると、翌朝は影も形もない。一度に七人つれて来て、七人とも翌日逃げてしまったこともあった。役所の手続きがやっと済んだ頃にはいなくなる子、そしてそれを何度でもくり返す子⁽⁵⁾。

こうした恣意的ともとれる対応に巻き込まれて、困惑した施設のひとつが東京育成園である。「マツシマセンセー、コノコタノミマス」と言いながら、ゼノ修道士が時々子供を連れて育成園にやってきた。それが4人、5人と続くようになると、育成園としても困って、とうとうゼノさんと喧嘩をし、彼との関係はそれっきり終ったと語るのは当時の新任職員、長谷川重夫である。やがて施策も徐々に整備され、昭和23（1948）年2月、厚生省が孤児の一斉調査を行なった結果によると、終戦直後86施設あった児童施設は270施設へと3倍の増加をみせ、孤児数は21,000人を数えた。さて、本稿の舞台となる児童養護施設、東京育成園ではこうした状況下において、どのような問題に直面し、どのような対応を図ったであろうか。まず最初は食糧の確保が最大の課題で、要するに毎日飢えとの闘いが続いた。

子どもの数がどんどん増えて、経済的に全く逼迫してしまった時が何度もありました。松島（正儀）先生が野菜を買うお金がないので野菜市場に野菜くずを毎月拾いに行かれたということ。あるいは薪を買うお金がないので、美枝子夫人が子ども達と一緒に毎朝、多摩川通りに馬糞を拾いに行き、それを乾かして風呂を沸かす燃料にした⁽⁶⁾。

子ども達に食事を与えるため、闇米を買い、それが分かって、松島は世田谷警察署に留置さ

れたことが一再ならずあった。戦時中から園内の敷地を畑に代えてはサツマイモ、カボチャを栽培、主食の足しにした。長谷川も「戦後一番苦労したのは、何といても食糧問題です。米穀の遅配、欠配が多かったので、困るとサツマイモの茎や葉を乾燥し、それを石臼でひいておじやに入れて食べました」と思い出を語る⁽⁷⁾。それでも子どもと職員を賄う食糧はどうも足りず、リュックをしょって埼玉県の狭山、神奈川県藤沢辺りまで農家を一軒ずつ巡って買い出しをした。買い出しの経験者は、多くが語るようにどの農家もなかなか分けてくれず、着物、払い下げ軍服と交換して、ようやく米穀にありついた。育成園には常時50～60人の児童が生活していたから、そのサツマイモを蒸して新聞紙に包み、新橋駅前の「松田組にテラ銭を払って、“うまいよ、うまいよ”と大声をはり上げ」たことさえあった。さすがに、ここには児童を参加させることはしなかったが、事態はそれほど深刻さを加えつつあった。施設ぐるみで食糧を確保しないことには、もはやなすすべがなかったということだろう。

私ども、はじめて植物学を研究して、うどん粉に野草を入れたり、方面隊7班を編成して、山野につみ草に行ったり、もちろんヤミの買い出しにも行きました。途中で何度も警察につかまりました⁽⁸⁾。

松島の語ったところによれば、「施設が一番苦しかったのが昭和21年の5月ごろまで、つまり食糧がもっとも不足してきて、それこそ3,000万人の餓死が予想されるなんていうふうな新聞報道があった⁽⁹⁾」頃。ひと握りのうどん粉に食べられる草や雑穀を混ぜ、可能な限り増やし、それを皆で分けて啜った（写真を参照）。おじやなどはまだ良いほうで、薄くて水のようなすい



食糧危機には乾した野草を石臼で粉にして食べた



社会事業、第30巻12号、昭和22年12月より

とんを口にして、子どもたちの世話をした。やがて育成園には戦災孤児に、海外からの引き揚げ孤児が加わり、とりわけ中国東北部、旧満州からの引き揚げ孤児を積極的に受け入れた。昭和21年9月13日、第1陣が満州から九州博多に上陸した。奉天方面から30数名の孤児が到着した知らせを受けた厚生省は、愛隣団の谷川貞夫、興望館の吉見静江、そして松島にその取り扱いを要請した。そこで瀬川和雄、亀井美代が迎えに行き、小児結核に罹っていた20数名を救世軍杉並療養所に収容、残りの10数名は全員育成園が引き受けた。長谷川重夫が彼らをオート三輪に載せ、玉川電車に乗り替え、ようやく連れ帰った。

さて、もうひとつ、この頃の東京育成園について忘れられない出来事があった。それは帝大生の一団がここに集まるようになったこと。戦争末期、多西分園のあった都下西多摩郡福生に

は海軍航空基地があり、終戦近くになると、特攻の志願兵が近辺の民家に分宿した。そのなかの数人が偶たま多西分園を訪れ、子ども達の勉強をみたり、ともに遊んだりした。戦後、生きて復員した彼等は再び育成園に顔を見せるようになり、やがて定期的に来て“おたのしみ会”を園舎の日本間を使って催すなど、日常活動に参加した。なかでも、後に三菱化成工業の会長になった長野和吉、大東文化大学の学長になった穂積重行、朝日新聞記者として大成した大田信男、自身が児童養護施設を経営することになった近松良之等、かれらが中心的メンバーである。ヤミ米の買い出しや、野菜の栽培作業に従事した。なかでも大谷嘉朗は大学卒業後、育成園に就職し、主事となった。自身の語るところによれば、「1947年3月、自分の持ち物一切合財を大八車に積み込んで、本郷西片町の下宿先から世田谷上馬の東京育成園へ、戦災で

焼野原同然の東京を北から西にガラガラと道をたどった」。受け入れた松島の応えは次の様である。

男子職員としては園長の自分が居るだけだから、君が来て手伝ってくれるのは嬉しいが、ここでは大人も子供も何とか食べていくことに精一杯で、君に給料が払えるかどうか分からない。君の仕事は、食糧確保の為に買い出しから始まって、営繕から何から何迄、自分と一緒に子供達の逃亡を防ぐための生活防衛が最大の任務だから、何でも屋のつもりでやってくれ、先ず理論よりも実践だ。徒弟修行と思って理屈を言わずに1年、365日、春夏秋冬一巡してみてくれ。そうすれば、何とかこの仕事がどういふものか検討がついてくるだろう⁽¹⁰⁾。

大谷は3年後の昭和25（1950）年8月、ボストン大学大学院に留学、彼の地で2年間社会福祉を学んで帰国する。本格的なソーシャルワークを学んだ大谷は、やがて明治学院大学文学部に籍を置いて、学究として努力を重ね、キリスト教児童福祉界に在って指導的な役割を務めるようになった。育成園の主事時代に「若き世代の辯」と題する文章を残し⁽¹¹⁾、園の生活を紹介している。子供たちについて、ボランティア学生の一人がこう言う。「園の子供達は恵まれているなあ。普通の家庭の子供は、今の日本の現状では仲々あいう豊かな生活は、内容は持てまい」と当惑気につぶやく。事実、松島の持論である「子供達の生活態度は中流家庭の中のを目標に」という方針からすれば、当時の一般家庭では望めない生活がここでは営まれていた。それが次のエピソードによって示されている。

施設の明るさと贅澤—私が未だ學友仲間と共にY園に遊びに出かけていた頃の或日、例の如く明るく人懐っこい子供達と一日を遊び暮して皆好い氣持になった私達がY園を辞して歸りの電車を待って居た時のことである。仲間の一人Kが誰に話し掛けるでもなく「園の子供達は恵まれているなあ。普通の家庭の子供では今の日本の現状では仲々ああ言う豊かな生活は内容は持てまい」と獨言って何か思い惑った様な顔付である。私達にはKの複雑な氣持が直にぴんと來た。それは我々一同が暗々裡に感じ續けて來た共通の感情だからである。我々はKの眩きを論理的にはっきりした結論に迄持って行こうとは強いてしなかつたけれども、園長の常の口癖の「子供達の生活程度は中流家庭の中のを目標に」と言う事に對して、敗戦後の苦しい一般國民生活と言う問題を抜きにして無條件にそれに同調することの出來なかつた我々は、Kの眩きの裏にある「Y園の子供達の生活は國民生活一般を考へると少し豊かすぎるのではないか」と言う批判的な氣持を読み取って異口同音に肯いたものであつた。爾來日ならずして學友仲間は一般社會に、私は當のY園に夫々の人生航路を進めることとなつたのであるが、學友達の氣持の何處かには今でも矢張嘗てのKの眩きが繰返されている事を私は想わざるを得ない。私自身今に至る迄、心中に生起する此の眩きに對して絶えず闘わなければならぬのであるから。扱私が一本でいいとして濟ませる時園長は二本を渡し、どうせ書きなぐるのだから小さな紙でいいと思う時、園長は思い切つて大きな紙を出してやるといった具合に、子供の處遇に對する實踐に於ては、私と園長では一切万事此の調子の開きが起り易い。此の様な時園長は「子供の生活は中流家庭の中のを、普通の家庭の筆一

本なら私は二本持たしたい」と言う信念的持論を繰返されるのである。

私の此の長い間の心のしこりはT氏の次の言葉にぶちあたって氷解した。T氏は「私はある時、厚生省で君の學園は子供の収容施設の中で日本一金を使うと言われた。私は決して贅澤を子供達にさせた覚えはない。唯社會事業の対象だから此の程度で宜しいと言った卑屈さから彼等を救った迄だ」と切言して居られる。正に然りである。収容される迄の子供達の境遇が偶々惨めであったからとて、それは子供達の責任ではない。偶々社會事業の対象となる様な人生行路を負わされていたからといって、伸びる未來を持った子供達が、自分以外の原因によって招かれた境遇の線に引止めておかれなければならぬという理論的根據は何等存しない。それは子供の未來を冒瀆するものである⁽¹²⁾。

終戦後まもない頃の出来事をいくつか紹介してみよう。米軍兵士が飛び入りのように訪問することがあり、そういう時は大抵、食糧や玩具を持参した。或る日、ヘイズ曹長がトラック1台分の廢材を持ってきたが、これなどは燃料用の薪として大いに調法した。クリスマス近くになると、プレゼントを持って訪問する米軍兵士が増えた。また、地域住民の動きとして、戦時中に設立した児童図書館(小国民図書館)の活動から、6人の母親が中心となって「持ち帰り文庫」が始まった。昭和23年11月19日、名称をマザーズ・ライブラリーと変え、住民が自由に利用できるようにした。戦前からあった東育印刷所も事業を再開、電気が使えず、輪転機が回らない時には謄写版印刷を請け負った。子供たちの暮らしには、こんなこともあった。当時は学校給食がないため、弁当持参で登校しなければ

ならない。校内ではこの弁当をめぐる盗難事件がしばしば発生、そんな時は大抵、「育成園の子が犯人だ」ということになり、いじめが起こった。すると、育成園付属のコドモの園幼稚園に通ったことのある裕福な家庭の児童が陰に陽に園児をかばった。他の児童施設でも食糧事情はほぼ同様であり、昭和21年11月の調査によると、現在の代用食を米食に代えたいとすると全体は全体の55%に上り、翌22年3月の調査になると、今度はなるべく速やかに学校に通わせたいとする希望が14%から49%に増えるなど、生活の落ち着き具合に変化が見られるようになった⁽¹³⁾。

このような食糧事情に苦しんだ時期、救いの手を差し延べたのはGHQで、旧日本軍の軍需物資を大量に放出、航空糧食をはじめとする保存食が民間施設に配給された。そうこうするうちに8月はサツマイモの収穫期、10月は米の収穫期がやってきたため、餓死の恐れはようやく遠のいた。やがて、昭和21年12月のクリスマスから、突如ララ(Licensed Agencies for Relief in Asia)の救援物資が配給となり、その詳細は『ララ記念誌』(厚生省、昭和27年12月)に譲るとして、育成園にとってこれは恵みのプレゼントとなった。12月22日、ダンボールを満載した一台のトラックが育成園の門前に止まり、次つぎと運び込まれた。その後も数次にわたってララ物資の配給があり、大いに助かった。長谷川重夫の回想(録音インタビュー)から一節をここに引用してみたい。

敗戦後の荒漠たる廢虚の中、食糧を始め生活物資の窮乏は戦後生まれの人々には到底理解し得ない程に深刻なものでした。わけても東京都市部にあった当養護施設では、疎開地から子ども達が続々と帰園する一方で、新たに戦災孤児、浮浪児が次々に委託され、そ

戦後における松島正儀の生涯と思想（1）



ララの代表 フェルセッカー神父と育成園の子どもたち

の食糧、衣料品等の調達は大世帯であっただけに都民一般よりも更に深刻でした。昭和21年に入ってから政府の備蓄米も底をつき、1人1日2合3勺（322g）の配給米も遅配、欠配が相次ぎ、代用食の象徴であったさつまいもも入手困難となり、さつまいもの茎や葉、野草、柿の葉等、喰べられるものは何でも探し求めて飢えをしのがなければなりません。5月には旧日本軍の携帯固形食糧や粉末味噌等の特別配給があってホッとしたのもつかの間、その後は早生の甘藷を求めて買い出し、早生の新米を闇購入等、大勢の子ども達を栄養欠調から悪くさせないようにと、園長以下職員が懸命の努力を払った日々でした。燃料も（当時は木炭、石炭）不足が深刻な中、寒い冬に入って飢えと寒さにおびえるようになりました。12月中旬、突然ララ物資が配給されるとの通知を受領、半信半疑でいたら12月22日、トラックで段ボール詰の救援物資が

到着、夢かとはばかりに歓声を挙げた。特に7ポンド缶に入ったホール粉ミルクの有難かったこと、コンビーフや小麦粉、そして沢山の衣料品。どれもが子ども達の生命を救う物資であり、正に戦後最大のクリスマス・プレゼントで、終生忘れ得ない感謝である。その後、数年に涉って続いたララ物資によって、多くの子ども達の生命が護られ、健康を大きく回復させていただいた事実に、幾重にも感謝したいと思います。

戦前の民間社会事業施設は、皇室、政府をはじめ様ざまな助成団体から補助金が支給された。経営上の苦難を緩和する効果を示したが、戦後、GHQはこれらを全て廃止、公私分離の原則を立てて、その厳守を求めた。

政府の私設社会事業団体に対する補助に関する件（昭和21年10月30日）

私設社会事業団体に対する政府の財政的援助に関する昭和21年2月27日の日本政府に対する進駐軍司令部の覚書の第1項(ロ)項は次の如く解釈せられ、明確にされねばならぬ。(A) 政府資金は私設社会事業団体に対し、以下の(C)項に述べる場合を除いて一時多額の補助金として使用されてはならない。(中略)

(C) 国庫資金は国、府、県、市町村のいずれの間はず、次の場合においてのみ、生活困窮者に対する保護として現存の私設社会事業団体の再興、修理、拡張を行ふ事に関して使用してよろしい。即ち或る地方における之等の困窮者に対し、それが最も経済的な且つ実行し易き方法であると認められたときのみ国庫資金の使用が可能である。他の公設又は私設社会事業団体では困窮者に対し、適用し得るものが存在する場合に政府資金は上述の目的の為に使用してはならない(下略)。

代りに委託費、措置費を公費から支出し、そこに人件費⁽¹⁴⁾、事務費がやがて付くようになり、一段落したのは大分先のことである。当初、民間社会福祉施設が受けた打撃は大きく、関係者は共同募金をはじめ財財確保の問題に取り組んだ。松島によると、民間施設が抱える「赤字は元来国庫の負担に於て補填すべきもので、共同募金は施設の強化、向上をさせるために使用するべき⁽¹⁵⁾」であるという。公的責任を明確にしたうえ、民間の寄付金募集を図るべきだという主張を行い、「社会事業」(第35巻10・11号)でも「民間施設に於ける赤字補填の問題」を取り上げて論じた。戦前に比べて、「第二次大戦以後に於ける赤字は、赤字の発生事情が根本的に異っている⁽¹⁶⁾」ことを知る必要がある。

民間施設に於ける特質は赤字を覚悟しても

その許される最大限にまで、対象者の福祉の線を下げないで守りぬかんとする熱意を持ち続け、奮闘している⁽¹⁷⁾。

吉田久一によると、戦後、民間社会事業論の活発に論じられた時期があるといい、論者として丹羽昇、谷川貞夫、更井良夫、三谷此治とともに松島の名を挙げている⁽¹⁸⁾。昭和30(1955)年11月、第8回全国社会事業研究発表会で松島は発言、同時に「民間社会事業の特質」(社会事業、第38巻8号)を著した。この時、政府は最低生活保障を宣言したにもかかわらず、実現に積極的な姿勢を示さないし、後退のきざしさを見せる現状に対し、「民間社会事業のなす分担は、極めて正当に、適正な状態において、また本来正常な条件の下に考慮せられなければならない⁽¹⁹⁾」。それは、公的責任の明確化は、即応的に民間社会福祉事業はその補完的役割に変わったとする考えを批判したものである。本来の「民間社会事業は国の責任の外という解釈が妥当で、従来任意活動という考え方の下に、正統派、正当的に今日に至っている⁽²⁰⁾」と考えるべきであり、「変則的な在り方ではあるが、補完的意味において、特質の一面を持ちつつある⁽²¹⁾」現状に対し、「先駆的、開拓的、実験的、補完的、刺激的各役割は、今日及び明日の民間社会事業に依然として消えない特質」があることを強調した。そして民間の先駆的、開拓的な役割遂行を望み、そのための条件整備を要請し、公的責任の徹底と民間の独自性の涵養をいかに両立させるべきかという課題を持ち込んだ⁽²²⁾。

註1 「日本社会事業年鑑」(昭和22年版)、社会事業研究所、昭和23年8月、210頁。

2 辻村泰男「戦災孤児と浮浪児」(厚生省児童局編「児童福祉」、東洋書館、昭和23年6月、157頁。

戦後における松島正儀の生涯と思想（1）

- 3 竹田俊雄「浮浪児の問題」、*「社会事業」*、第31巻1号、昭和23年1月、1頁。
- 4 竹田俊雄、前掲書、2頁。
- 5 松居桃樓「ゼノ死ぬひまない」、春秋社、昭和41年3月、200頁。
- 6 「基督教児童福祉」、第11号、平成9年9月、6頁。
- 7 長谷川重夫インタビュー録音、東京育成園所蔵。
- 8 「座談会・養護施設のあゆみ」、「児童養護」、第2巻1号、昭和46年5月、26頁。
- 9 「養護施設30年」、全社協養護施設協議会、昭和51年9月、65頁。
- 10 大谷嘉朗「私の歩いて来た戦後45年」、「テオロギア・ディアコニア」、第25号、1992年3月、4頁。
- 11 「社会事業」、第31巻3・4号、昭和23年3・4月。
- 12 大谷嘉朗「若き世代の辯」、*「社会事業」*、第31巻3・4号、昭和23年3・4月、30頁。
- 13 辻村泰男、前掲書、186～187頁。
- 14 その実態について松島いわく、「第一に従事者の待遇を考えなくてはいけない。現在はあまりにも低すぎて、これで生活を交えることは非常にむずかしい」（「座談会・1948年の社会事業を顧みる」、*「社会事業」*、第31巻11・12号、昭和23年12月、50頁。）
- 15 松島正儀「1948年の社会事業を顧みる」、*「社会事業」*、第31巻11・12号、昭和23年12月、50頁。
- 16 松島正儀「民間施設に於ける赤字補填の問題」、*「社会事業」*、第35巻10・11号、昭和27年11月、4頁。
- 17 松島正儀、前掲書、9頁。
- 18 吉田久一「改訂増補 現代社会事業史研究」、川島書店、1990年8月、483頁。
- 19 松島正儀「民間社会事業の特質」、*「社会事*

業」、第38巻8号、昭和30年8月、8頁。

20 松島正儀、前掲書、9頁。

21 同書、14頁。

22 民間社会事業に対する期待と批判として、民間社会事業の側から松島正儀は、民間施設における委託費は80%で、それは民間社会事業のあり方としては補完的で変則的ではあるが、しかし民間施設は合理性、経済性、科学性等の社会事業の先駆的役割の点もきえてはいないとみている。（吉田久一「昭和社會事業史」、ミネルヴァ書房、昭和46年6月、313頁）。

2 新たな児童福祉を目指して——児童福祉法の制定に関わる

戦後児童福祉立法の制定過程をたどると、松島は民間人の立場でここに深く関わっている。そこで、基本立法ともいべき児童福祉法の制定に至る過程においてどのような関わり方をしたのだろうか。昭和21（1946）年12月11日、厚生大臣は中央社会事業委員会（委員長、赤木朝治）に対し、児童保護法案の検討を諮問、松島も委員の一人としてここに参加、「要綱を検討する時に、今日でいう児童福祉法の原理の検討に大半の時間を使った⁽¹⁾」。戦後の社会福祉は、どのような基本理念にもとづき、いかに実現したら良いかという原則課題から出発しなければならなかった。松島は憲法の意義を重視し、「第9条の戦争放棄、否認、第13条の基本的な人権の尊重、第25条の健康で文化的な生存権保障を真剣に学んだ⁽²⁾」ことが、児童福祉にどう生かされるかという課題意識を抱いた。その基本的な「考え方が決まれば、後は法律技術屋さんにお任せしてもいいんです」と言い、そのための議論にこだわった。というのも、「児童の福祉増進を目的として制定せられた児童福祉法は最も高い精神を盛り込み、再建日本の将来に明るい希

望を与えられている」ことから、「憲法と合はせ、児童福祉法は吾国児童の将来にまことに明朗なる見透しを与へ、その将来を約束する⁽³⁾」。夜遅く委員会から帰宅した松島は、職員を前に「厚生省はお茶が出るだけで、おなかが減ってねえ、でもこの法律は福祉という名を冠し、すべての子供を対象とする事、子供は歴史の希望なのだという。賀川豊彦さんなどは机をたたいて、茶のみ茶碗が床に落ちるくらいだったよ⁽⁴⁾」と語った。

原理の位置づけと、原理の基本の考え方に非常にたくさんの時間を使い、考え方がまとまったところで、総則にあたる部分の考え方が変わったら後のところはどうかということ、事前に検討を願うというようなことで、すぐに検討に着手した⁽⁵⁾。

新法の制定に向けた作業のなか、戦前から続く児童「保護」事業の延長上に立法の趣旨を置く動きが見られたが、それが中途から一転して児童「福祉」法の制定に切り変わった。その根拠、理由を松島は憲法第9条の存在に求める。

第9条のこれからの日本は戦争をしない、武器も持たない、平和国家になるということ、それじゃ何をするのかというときに、期せずして皆さんが子供の将来に、大きい、そして明るい希望を持とうじゃないかと、これが出てきたんです。発想の原点はそこにあると思うんです⁽⁶⁾。

そして翌22年1月25日、児童福祉法要綱案の答申となり、厚生省の担当課長で要綱案を成案とした松崎芳伸が、「食糧難と、インフレと、道義の頽廃にあえぐ敗戦日本に、生きる光明を与えるものがあるとするれば、それはやはりこの

『歴史の希望』としての児童にほかならない」と述べたことを、松島は後のちまで記憶した。そして、本法作成は「子供たちに日本の未来を託すという情熱的なものであった」と述べている。国会審議を経て22年12月12日に公布、翌23年4月1日に実施となった。その後、社会情勢の変化や新規事業の追加等があって幾度か法改正が行なわれたが、なかには松島にとって忘れられない出来事もあった。昭和26(1951)年1月10日、児童福祉法改正問題研究会の席上、それまで施設長が持っていた親権代行権(第47条)を削除したいという厚生省案が提出された。それに対し、施設長は皆反対、猛烈な議論となり、紛糾しかねない状態となった。最後は川嶋企画課長から、「省案の施設長の親権削除案は、過般の中児審(中央児童福祉審議会)における松島委員長等の反対発言と、全養協の反対意向を慎重に考慮の結果、同省案は自発的に撤回する⁽⁷⁾」という発言があって、会はようやく閉じられた。松島は後に川嶋三郎、内藤誠夫、辻村泰男といった担当官名を挙げて、「非常によく流れを研究していました。行政官の中にも、そういう優れた人材がおった⁽⁸⁾」と回想している。松島にはもうひとつ、戦後の法制定に関わる経験があった。それは中央児童福祉審議会の委員長として、児童憲章の起草に携ったことである。児童福祉に関する諸施策は矢継ぎ早に打ち出されたものの、その基本的な発想や価値観のなかには、戦前からの児童保護思想が根強く残っていた。とくに憲法第25条の生存権は児童福祉のなかにどう権利意識として定着しつつあるかという課題が、ほとんど放置されたままであった。そこで関係者のなかから原則を明記した規範立法がどうしても必要であるという声上がり、宣言、憲章としてまとめる動きに発展、政府もこれに異論がなく、昭和24(1949)年6月28日、中央児童福祉審議会に児童

戦後における松島正儀の生涯と思想（1）

憲章の制定に関する諮問を行った。2年後の26年5月5日、吉田茂首相が児童憲章制定会議を招集、そこで宣言を発表、同日を国民の祝日と定めた。いわゆる「こどもの日」である。この間、松島は制定準備委員会に属して終始、論議に参加し、25年11月開催の全国社会事業大会を通して現場の声をここに反映させるルートを設けた。政府側では灘尾弘吉が、「憲法と法律の真ん中あたりの児童憲章というようなものを、この児童福祉法に入れたらどうなんだ⁽⁹⁾」という示唆を松島に伝える。松島の考えは「法律を作ってその原理を確立してもすべての国民に理解していただくには、今後何年もかかってしまう。国民の多数が早くわかる方法はないかというので考えたのが児童憲章です⁽¹⁰⁾」。

さらに別の問題で、松島が深く関わった「児童福祉施設最低基準」の制定、公布に触れてみたい。昭和23（1948）年12月29日、これは省令として公布されたわけであるが、そこには他分野に比べて児童福祉は施設運営の基準が領域毎に複雑、あるいは不整合な面の多いこと、格差や不平等も生じやすいことから、それらを防ぐ必要があった。あるいはミニマム保障を明確化することで、実施責任の確定を図る意図もあった。昭和23年5月1日開催の中央児童福祉委員会の席上、ようやく「努力して今日の如くなっているが、終戦後新しい施設をつくるには又、問題が多い。共同募金の問題を考慮し、基準に関しては人的基準と物的基準を分けて考うべきである」と発言している。「児童福祉施設は経費の点でゆきづまっている」近年の状況を見渡すと、施設処遇の条件設定は、各個バラバラになり、ナンデモアリといった危険が生じている。そうならないために、最低基準を法制面から明確にすることが必要となった。加えて、「児童福祉施設は、最低基準を越えて常にその設備、及び運営を向上させなければならない⁽¹¹⁾」。議論

の経過を見ていくと、「最低基準の設定については、それが余りに消極的ではないか」という批判が、松島の口から飛び出す。又、次の様にも言う。

我が国の保護施設が悪かった原因の一つは、最低基準とした救護法の施設の扶助費を設定したからである。他の法律でいう最低基準の意味と社会事業のためのこの意味は全く異っている。この際新しく最低の生活の意義を定めてほしい⁽¹²⁾。

従事者の為には、曲がりなりに労働基準法が制定された反面、施設、設備に関する基準は無きに等しい。松島は養護施設部会を代表する立場で「児童福祉施設最低基準日本社会事業協会案」の作成に関わり、さらに23年4月「最低基準令案に対する松島委員の意見書」を提出した。その一部を引用し、関心の焦点を確かめてみたい。

1. 第9条の退所後の児童に対する適当なる指導の問題は、主として孤児を扱ふ場合、真に重要な問題と思はれるが、之は経費の裏付ありや否やは会案に明記なし。本条の意義を確認し、経費の考慮なさるべきと思ふ。
2. 福祉施設の職員に対する待遇は一般給与金に準ずる旨明記せられてはいかかか。
3. 養護施設50人収容程度以上の場合、設備基準の中へ左記を加へてはいかかか。遊戯室、講堂、洗濯場、調理場、更に職員に於て保母補は必要と考へる。

児童福祉施設最低基準は昭和23年12月29日施行となったが、審議に丸2年間を費した。遡れば、このテーマは大正15年12月、第1回全国児童保護会議において既に提出、要望されていた

もの。公布、施行後の問題点として、「最低基準が実施されるとすると、行政的処置のみが残り、予算的処置は離れてしまった。現場において、最低基準を延期して貰いたい⁽¹³⁾」という声は多いと言う。更に最低基準をクリアしている施設のなかには、逆に現状を最低基準に合わせるよう改訂しているところもあり、背景には事務、経理の負担過重があると指摘している。この後の動きに触れてみたい。最低基準の見直しは昭和35年から37年にかけて、中央児童福祉審議会を中心に行なわれたが、全養協も調査研究部を中心に討議、現状の点検を通じて活動を行った。昭和37(1962)年7月、同審議会は最低基準の改善に関する意見具申を行った。これは2年前、つまり昭和35年8月4日具申のあった児童福祉行政の刷新強化に続けて、要保護児童対策の積極化、近代化を要望したものであった。

要保護児童の収容施設について、その管理の実態を病院管理のそれと比べてみると、その職員の勤務条件、被収容者の処遇等には相当の格差が見られる。一般に児童福祉施設の処遇は悪く、近年労働条件に関する紛議が多発の傾向にあること、さらに児童の処遇水準は一般に低く、所期されたようにその福祉を図り、健全な形で社会に復帰させることが十分に行なわれているとはいえないと考えられる。

中央児童福祉審議会委員、東京都社会福祉協議会養護部会長であった松島が中心になって取り組んだ結果、進展した側面は明らかに存在した。他に、民生委員が兼務する児童委員の役割、機能についても問題提起をしている。児童委員はあくまでも単独に、しかも専門性を備えた者が就くべきであるというのが持論であった。

戦後経営の動かすべからざる問題として、次代をになう児童の問題がでてきた。そこで、児童委員が必要になった訳で、この仕事を民生委員におしつけることは、原則的に無理であると私は思う。適当な方もあり、そのような方にはかねて頂くこともよいかもしれぬが、積極的に児童福祉の推進に役立たしめるためには兼ねることはやはり無理です⁽¹⁴⁾。

具体的な問題(事例)を通して、児童委員に求められる役割期待に相当するものは何かという点についても、松島は発言をしたことがあった。それは持論からすれば、民生委員では難しいことになる。

おねがいたい点は、子供たちの明るい点をのばしたいことで、児童委員の活用法についてはこれらの点を児童委員に徹底させる必要がある。児童委員をもっと大きく取扱いたい。東京都の会合できいたのだが、新しい民生委員が児童について何かやりたいと思うとき、どこにきけばよいか分からないと言ふ。児童係を末端まで普及させ、又具体的に指導することも必要であり、徹底すればもっと翕然とわき上るようになると思う⁽¹⁵⁾。

その他に松島委員は「18歳にならぬ前に退所すると、施設をはなれて独立の生活に入るが、これの面倒もみるべき」(昭和23年5月15日)であること、処遇上男子と女子を分ける年齢を「満8歳以下」にすることは、家庭の処遇にとって利点が損なわれる。つまり、「ファミリー・ホームの推進を妨げる」(昭和23年7月22日)という。さらに「18歳で入所を打ち切る」(昭和24年1月25日)点についても、より柔軟な対応が望まれるとした。

フラナガン神父といえ、戦後間もないわが

国の児童福祉界では知らない人はいない。しかしその滞日期間は昭和22（1947）年4月から6月までの、わずか2カ月にすぎない。駆け抜けるように、各地の施設を視察して指導、助言を行った。GHQとの関わりから松島が強いショックを受けたことがあった。公衆衛生福祉局、福祉課長ネフ中佐が育成園を訪れ、やがてプライベートな意見交換ができるようになった時、ネフは児童福祉施設を全て国公立に移管したいと言う。特に教護院については実施するが、北海道遠軽の家庭学校と横浜の家庭学園についてだけは、創立者が歴史的に著名なので残すつもりである。松島はこれに真っ向から反対、民間施設の意義、長所を強調して反論した。それが効を奏したというわけではないが、児童養護施設は従来どおりに据え置かれた。さて、GHQが派遣を要請して実現したアメリカ、ネブラスカでボーイズ・タウンを創設し、国際的に著名なフラナガン神父に言及してみよう。仙台から長崎まで、各地の児童福祉施設を視察し、助言を行なったが、21年5月22日、都内施設を巡回、やがて東京育成園にやってきた。

神父は部屋に靴を脱いで上るのも面倒臭いそぶりを見せていた。子供たちと一緒に拍手で出迎えた松島さんは、神父の膝元にすっとしゃがみ込むと、雑巾で汚れた神父の靴を拭い、「どうぞ、そのまま結構です。お上がりください」と言った。その途端、神父の顔色が変わった。神父は松島さんの手を取り、疲れを飛ばす勢いで、集っている子供たちの輪の中に飛び込んでいった。同行したGHQの軍政部のキャロル女史、同福祉部のネフ中佐もびっくりしていた⁽¹⁶⁾。

長谷川重夫によると、視察を終えて帰る時、ふっと「わたしもこういう施設を作りたいかっ

た」ともらした。フラナガンのわが国施設に対する批評には概して厳しいものがあったから、この一言は貴重である。例えば次の様なコメントを残している。

第一は日本の育児院は宗教教育を忘れて居ります。又子供に神様を拒絶して居ります。日曜日は神の安息日としてあるものですが、日本の育児院には日曜日はありません。この点は日本の施設は未分化で、収容者は少しも鑑別され、分類されていません⁽¹⁷⁾。

この一週間前、5月16日に都内の工業倶楽部で、児童福祉週間の行事として全国児童福祉施設代表者懇談会が開催された。70名程の参加者のなかに松島がおり、講師としてフラナガンが招かれた。懇談会の席上、フラナガンと松島の間には、次の様な会話のやりとりがあった。

問 施設に収容する前の児童の^(ママ)防止について、アメリカはどうしているか。アメリカの私設社会事業家はどんな働きをしているか。

答 思慮ある愛に満ちた家庭を世に建設してゆく方向にもっていく以外に方法はない。そこで、社会事業家は地域のなか、専門的な協力を授けることが必要である⁽¹⁸⁾。

大谷嘉朗のフラナガン評は、松島や長谷川と多少異なるもので、そのエネルギッシュな行動に圧倒されながら、世代交代の必要に触れた。

どう見ても四、五十代としか見えない若々しい輝きと風姿を持っている神父を見た時の驚きは一通りではなかった。私は嘗て今迄に出席した諸會合其の他の場で拝顔の榮を忝うした斯界の人々の風姿をあれこれ思ひ浮べて見るけれども、誰一人として神父の若々しさ



アリス・キャロル女史

に比し得るが如き人を想起することが出来ない。否反って其等の人々は年令以上に老い込んでいるのが普通である。(中略) 此の様な神父によって指導せられているアメリカの社会事業殊に少年福祉事業の如何に若々しく明るいことであろうかを想って羨望に堪えなかつた私は、それに引換えて老い込んだ暗い日本の社会事業界を思い較べて憂鬱にならざるを得ない。神父の若さを考えると、世代の古い、新しいと言うことは最早論外である。(中略) 日本の社会事業界、殊に児童福祉施設に働く人々は十も二十も世代の若返りをする必要があるのではあるまいか⁽¹⁹⁾。

東京育成園の活動に注目した米軍関係者の一人にアリス・ケニヨン・キャロル女史がいた。後に松島が親愛を込めて“ビヤ樽・キャロル”と呼んだ女性で、ケーキヤチョコレートを持ってしばしば訪れた。同じ軍政部にいたラフ女史

を紹介し、子供たちに英会話を教える配慮を示している。竹田俊雄は、当時浮浪児の扱いについて要点を示したが、それによると、「浮浪児を施設にひきつけるためには、子供たちをして『施設はいいな』と思わせるものをもたなければならない。施設の文化は子供の心理に適応し易いようにする一つの素地をつくるものであるが、この施設への受入れや、少なくとも初期の指導は、子供に強制力を感じないようにすることが肝要である⁽²⁰⁾」。

児童憲章に手を付ける頃には、GHQの方にキャロルさんという人がいました。私のところのタケシちゃんという子が、ビア樽キャロルと言っていました。タケシちゃんはGHQに16回捕まって、16回石神井学園を逃げだしたという子です。ある時、キャロルさんが目を付けたんですね。ジープに乗って、彼女自身巡回していますから。またあの子が出て来ていると。それで16回目の時に、タケシちゃんがパンを抱えて、片方に肉を缶にいっぱい入れて、塀を出ようとしているところを捕まえて、そのまま私のところへ来ちゃったんですよ。石神井学園脱走歴16回で、これをただ繰り返しているだけでは何だから、プライベートの場合にあの子が定着できるかどうか、実験ケースとして東京育成園で引き受けてくれと言うんです。イヤとは言えないでしょう。もう見るからに凄味を帯びているんですよ、その子は。頭はよく利くんで、言うこともよくわかるんですが、小学校4年生ぐらいでしたね。(それは何年頃の話ですか) 1948年じゃないかな。それで、1週間たっても、2週間たっても、1ヶ月たっても逃げ出さない。とうとう学校にやることにしたんです。ところが、小学校に入ったことは覚えているけど、後は全然行ってないでしょう。

戦後における松島正儀の生涯と思想（1）

困りましたね。この時、私のところに大谷（嘉朗）君がいて、まさにこれこそケース研究だから、立派に彼を指導してみろと言ったんです。結局、学校へ行ってしばらくして、能力が出るようになったんですよ。キャロルさんが喜んでね⁽²¹⁾。

昭和24（1949）年11月から翌25年8月まで、約9カ月間、児童福祉顧問として来日したキャロルは元もとベテランのソーシャルワーカーであり、日本では新設の児童相談所をはじめ、児童福祉施設の専門的処遇の指導にあたった。スーパーバイズ、チームワーク、アドミニストレーションの重要性を強調し、その成果は昭和26年、厚生省児童局から『児童福祉マニュアル』という題の本にまとめて公刊された。これはその後、ケースワークを含む児童相談所の事務内容を整備していくうえに有益なものとなり、「児童相談所執務必携」の作成に影響を与えている。

- 註1 「松島正儀先生に聞く」、「児童福祉研究」、第6号、1995年7月、36頁。
- 2 松島正儀「児童福祉法と私」、「児童福祉年報（1986～1988年版）」、全国社会福祉協議会、昭和62年11月、54～55頁。
- 3 松島正儀「児童福祉要領」、日本女子大学における講義資料、奥付なし、1頁。
- 4 長谷川重夫インタビュー録音、東京育成園所蔵。
- 5 「松島正儀先生に聞く」、「児童福祉研究」、第6号、1995年7月、37頁。
- 6 「養護施設30年」、全社協養護施設協議会、1976年9月、59頁。
- 7 福島一雄「全養協活動の足跡」、「養護施設の40年」、全社協養護施設協議会、1986年10月、47頁。

- 8 前掲書、20頁。
- 9 「養護施設30年」、全社協養護施設協議会、1976年9月、58頁。
- 10 松島正儀「社会福祉とわが人生」、「1982年心配事相談事業年報」、全国社会福祉協議会、昭和58年3月、54頁。
- 11 松島正儀「児童福祉要領」、日本女子大学における講義資料、奥付なし、40頁。
- 12 寺脇隆夫編「続児童福祉法成立資料集成」、ドメス出版、1996年11月、742頁。
- 13 第14回中央児童福祉審議会での発言（昭和24年6月28日）。
- 14 座談会「1948年の社会事業を顧みる」、「社会事業」、第31巻11・12号、昭和23年12月、42頁。
- 15 第4回中央児童福祉委員会での発言（昭和23年6月15日）。
- 16 「名誉都民小伝」、東京都、1996年3月、30頁。
- 17 「フラナガン神父は語る」、「社会事業」、第30巻6・7号、昭和22年6・7月、21頁。
- 18 前掲書、31～32頁。
- 19 大谷嘉朗「若き世代の辯」（1）、「社会事業」、第31巻3・4号、昭和23年3・4月、29頁。
- 20 竹田俊雄「浮浪児の問題」、「社会事業」、第31巻1号、昭和23年1月、6頁。
- 21 「児童福祉研究」、第6号、1995年7月、41～42頁。

3 ホスピタリズム論争をめぐって

——小舎制とグループホーム

世にいうホスピタリズム論争の始まりは、昭和25（1950）年3月、雑誌「社会事業」に東京都立石神井学園長であった堀文次が「養護理論確立への試み——ホスピタリズムの解明と対策」を発表した時からで、その後斯界では様ざまな意見が飛び交った。まず堀の主張に目を向けると、「集団育児の欠陥としてのホスピタリズム

ス(施設所病)を指摘し、この面から施設の子供は如何に養護されねばならぬかを解明したい⁽¹⁾」という。ホスピタリズムという言葉が初めて登場、その具体的姿を映し出した。それは「収容児のヒネクレているとか、或は衝動的だとかいった欠陥は、勿論近親者がいないという精神的な孤独感が根をはっていることは当然であるが、更に特殊な環境、即ち集団育成が、少くとも家庭育成児とは異った共有の性癖を形成し易く、それが所謂ホスピタリズムである⁽²⁾」という説明で、石神井学園の園児の監察から、その「欠陥が指摘される」、例えば「肉体的に目立つ位ゾングリムックリ型で、非常に身長が低い、そして学校の成績を見ると、きまって体操の成績が悪い⁽³⁾」、体型上の特徴を強調する。これには異論もあり、全養協の会合でも「毎回論説の焦点となり、それをいかに克服するかが真摯に討議される⁽⁴⁾」状況が生れた。実はこうした指摘自体は以前からあって、例えば、「昭和20年代の乳児院は死亡数が多く、そのうえ發育不良で、精神發達はいちじるしく遲滞していたと推測される。乳児院のホスピタリズムが問題とされるようになったのは、児童福祉法により乳児院の設立が相次いだが、そこでの養育内容や技術の問題が取り上げられるようになって以来である⁽⁵⁾」という。戦後まもなくからこうした傾向が見られ、確認もされていた。乳幼児に特有な症状であるという視点から、日本総合愛育研究所をはじめ、専門機関による研究、調査が行なわれ、標準化の数値が取り沙汰される迄になった。池田由子らの愛研式検査によると、DQの平均値は58.5という劣悪な状態が明らかになった。ホスピタリズムは施設内の外的環境にその主要因を求められるだけでなく、内的、心理的環境因も複雑に作用するので、対策も当然統合的なものが求められる。

その点、昭和27、28年の2年間、厚生科学研

究費の助成をうけた社会事業研究所のホスピタリズム研究は総合的、概括的である。心理学、精神医学の専門的知見を踏まえて堀文次、瓜巢憲三という論者の見解を客観的に検討することで、その結果は大きな反響を呼んだ。論争の輪が拡がり、「全養協通信」でいえば第7号以後、毎号のように関連記事が載った。谷川貞夫は「社会事業」(第37巻9号、昭和29年9月)に要点をまとめ、それが広く知られるようになった。さて、このように児童養護施設界全体を巻き込んで論争が展開されるなか、松島はどのような位置から、その見解を展開しただろうか。ひとつは『名誉都民小伝』の著者による、「戦前、戦後を通じて松島さんが一貫して言われているのは、集団圧迫主義批判である⁽⁶⁾」というもの。一見、明確に見える主張であるが、実は松島の「批判」は集団圧迫主義を一方的に否定しているわけではない。むしろ、松島はそうした意見表明には慎重であった。

私はその時あまり発言しなかったのは、一つは、全養協の責任者という位置にあったために、私が一言いうと、それが大勢を決定するようになるといけませんから、私はそういうときにはつとめて意見を言わないようにして、むしろ活発に意見を出させるようにした。そのほうがむしろ私の大事な役割だと考えていたのです⁽⁷⁾。

松島の養護理論は、彼に学んだ後進の発言や試みのなかに部分的な形で現れる。ただしそうはいっても、原則ははっきりとしていて、「子自身の中に自分で自分を伸ばし、統御する力を持っていかなければならない。そういう一つの到達すべき方向が正しい⁽⁸⁾」のだという。自身の見解を実証するために行なったのがグループホームの設立である。その実験と観察を7年間

にわたって続け、ホスピタリズムは克服できること、地域社会と深く結びつくことで見通しを得ようとした。いわゆるファミリー・グループホームの実践である。

熟練した夫婦の職員を一軒の責任者と定め、その人にまかす。そして、その選んだ一軒が地域により密着して、隣近所とおつきあいをしながら、つまり地域社会の協力をもっと身近かに受けて、子供の発達、発育に、私どもでは届かないものを補っていただく、そういうことができないか。まず実験してみようというので、とりあえず一軒やった。…ここでの実験は7ヶ年続けました⁽⁹⁾。

長谷川によると、堀の主張には前提があり、それはGHQのマーカソンをはじめアメリカのソーシャルワークを理解、実践する立場にある関係者からの情報が示唆になり、土台になっている。その意味で、科学的合理性を担保した主張になっている。しかし、結論として「子どもの発達が歪んでくる」のは「施設養護の宿命のような、かなり破壊的ともいえるような内容⁽¹⁰⁾」であったことには批判を向けた。堀や瓜巢の研究についても、直接批判せず、従来の施設養護で解決しようとするなら、まず何ができ、何ができないか、できるとしたら、それはどのように実践すべきかという論を立てている。普通は「若い者しっかりやれ、というような形で、かなり積極的な支援をしてくれた事実があった⁽¹¹⁾」という。で、その「若い者」のひとり、大谷嘉朗はGHQが伝えた養護理論は「欧米におけるこの問題の取り上げられ方」として、もはや「古いタイプ」に属するもので、「custodial careを中身とする dormitory systemから来る institutionalism、または institutionalizationからその端を発している⁽¹²⁾」ことを問題

視、民間の小規模施設における処遇実践を見直し、そこから問題解決の糸口を見つけようとした。即ち、「高島巖、松島正儀らが、民間立の小規模施設における実践実績を踏まえたこと、そして後の家庭的養護理論の方法論を展開する実践的基盤となったこと⁽¹³⁾」に注目、その立場も含めた問題解決の方向をまとめた。社会的養護というスタンスのとり方について、集団生活の機能向上、活性化がひとつの方向を示し、集団主義養護理論に対する対抗的方法、ひいては一般家庭における養護機能の弱体化傾向に適用、あるいはそれを補充する役割が含まれている。

施設養護をとかく否定的側面から捉えがちになるホスピタリズムに対して、家庭養護という児童の人間形成の基本となる条件を奪われるという不幸なハンディキャップを負って施設に送られてくる児童たちに、その障害を乗り越えていく積極的生活創造の場として、施設養護の原理、方法に関する理論的方向づけを試みたとき、いわゆる家庭的養護理論が生まれて来た⁽¹⁴⁾。

集団主義養護理論、それはホスピタリズム論争のなかから、ソヴィエト教育学の集団的教育理論にヒントを得て、積惟勝等によって主張されたが、この主張に対しては大谷が家庭的養護理論を打ち出して、対照的な立場を明らかにした。同じく松島の薫陶を受けた石井哲夫は両者とやや異にする理論を展開している。石井はそれを「積極的養護技術論」と呼んで「社会事業」（第42巻7号）、「社会事業研究」（第21集）などに見解を公表した。児童の心理発展段階を踏まえ、「社会化」を指標に家庭機能の充実を目指したが、加えて家族関係の情緒的欲求の充足と、社会的自立を目指す集団生活機能を結びつけた。特に「問題」、「課題」の解決に治療的アプ



家族と子どもたち

ローチが必要であると強調したところに特徴がある。これは「松島先生から身近かで話しを伺う」経験から得たヒントによるという。

社会福祉の現場では人間を相手とした仕事をしているわけであるから、もっと心理学のような科学的学問を取り入れた研究をしなければいけない。それには貴方のような心理学を勉強した人がどんどん現場に入って勉強してくれるといいのだが⁽¹⁵⁾。

こうしてホスピタリズムは養護施設界をとり巻く施設形態から処遇方法に及ぶ幅広い問題提起、議論を巻き起こした。しかし、昭和30年代に入ると、いつしかそれは「尻切れトンボ」になり、熱もさめてしまった。多分、当初家庭か、施設かという二者択一的な問題の設定があり、現場で日常的な業務に携わる者に当惑と反発を

呼び起したことが理由のひとつである。また、厚生省の児童福祉施設に対する運営指針や通知がこうした議論を展開しにくくする別の要因となったことも考えられないわけではない。全体としてみた場合、ホスピタリズム論争については、今日「家庭と施設の関係をめぐる問題等、外国の児童福祉や理論紹介もなされており、それ等を含め、現在の施設が抱える論点はほぼ出し尽くされている⁽¹⁶⁾」という野澤正子の概括がほぼ妥当なように思う。問題は「論争」の形をとって展開したが、ホスピタリズムの存在自体は誰もが認めたところで、論点は堀や瓜巢の主張に対し、賛否いずれかに立つこと、展開の仕方もここに集約されたことが問題を複雑にしたのである。

児童福祉施設は西欧でも、日本でも最初は寄宿舎、大舎にはじまり、多数児童を効率的に収容できる、また管理し易いように居住空間を設

戦後における松島正儀の生涯と思想（1）



玄関（昭和20年代）

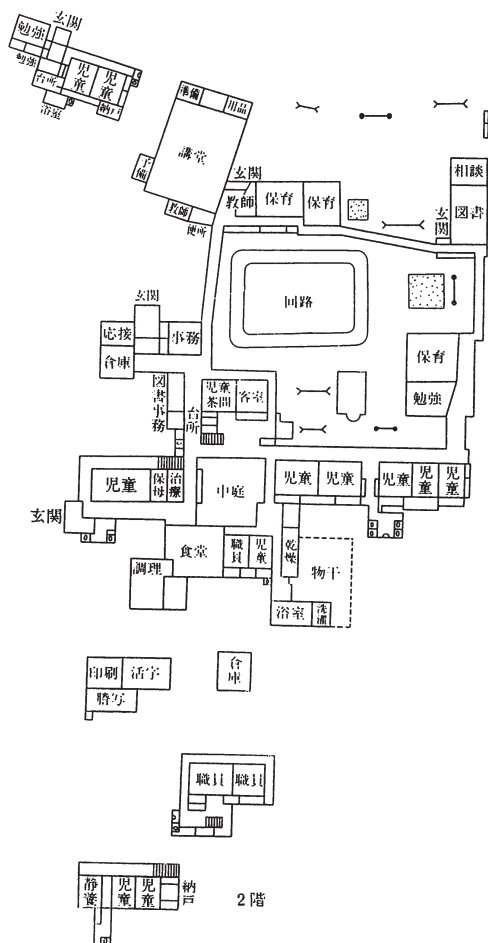
定し、配置分合を試みた。代表的な例を挙げるなら明治期の岡山孤児院の場合、大舎制を批判し、きめ細かい処遇を展開するため、小舎制を基本とした運営に改め、ほぼ目的を達成、やがて昭和期になると、松島の周辺でもこの問題は議論の対象となった。昭和3年、第3回全国児童保護事業会議が開催された時、家庭的処遇の評価をめぐり、議論が行なわれた。生江孝之、小沢一とともに松島も加わり、公営施設の増加によって大規模、寄宿舎制の普及、増加があり、その結果家庭的処遇が行なわれにくくなり、処遇評価も定まらない。そうした動向を前にして松島は、「寄宿舎制か、家族舎小分立制かの議論は旺んなものであり、設備並処遇改善の資とする意図であったが、院内救護の欠陥をインスティチュショナルリズムとして指摘し、結論として家族舎制度の採用⁽¹⁷⁾」を勧める。その場合、15名から20名を小舎に入所、1舎の部屋割は3ないし4室とする。だが、時代は戦時体制となり、この主張は実現が難しくなる。昭和50年代の新聞にルポルタージュが載った時、中庭を囲んで周囲にこじんまりとした建物が点在している様子を指し、これは「戦前から小舎にしたんです。六つの家庭舎に7、8人ずつ、保母と起居をともにし、家族的な生活を送って⁽¹⁸⁾」きたと解説している。戦後は昭和24年頃から家屋の内部分割を行い、12人を基準に生活単位を

設けた。こうして戦前からの懸案であった小舎制が完成するのは昭和33（1958）年のことである。途中経過については、後に堀川愛生園を設立した飯田進が育成園を訪れ、細かく観察、内部を問仕切りして擬似小舎制を試みた様子や「愛」、「鳩」、「望」と名づけた部屋のたたずまいを記した。この頃の取り組みについては自身が次の様に述べている。

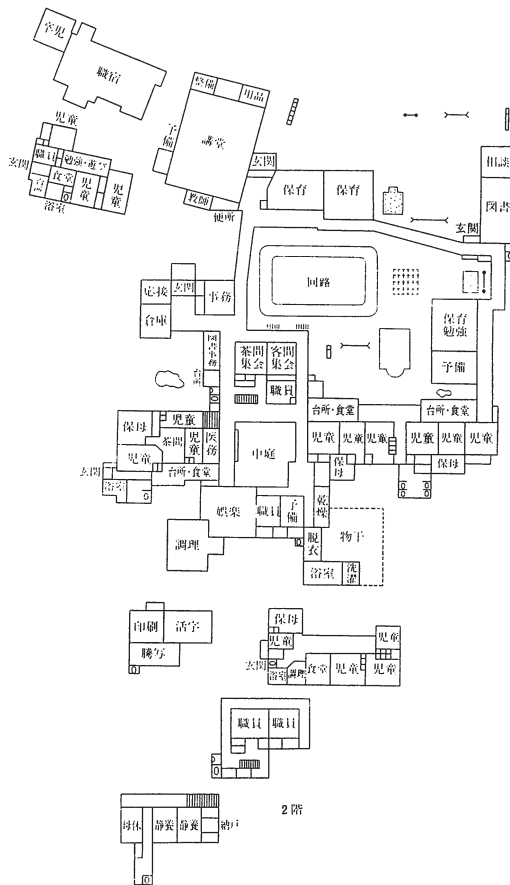
昭和25年の春から、子どもの施設処遇を追って「ホスピタリズム論争」がありましたよね。それを克服する一つの道が家庭的処遇であり、その方法として小舎制やグループホームではないかと考えました。個々の子どもの人格の発達に私たちが本当に役立っているのかを絶えず反省しながら仕事をしてきた⁽¹⁹⁾。

戦前からの処遇思想を受け継ぎながら、ホスピタリズム論争を踏まえ、処遇方針の確立に寄与した。もうひとつ、施設の一部を地域社会に開放する分園構想の実現に向かったことも忘れてはならない。こちらも戦時中に実験的な試みをしており、府下西多摩郡福生にあった疎開による多西分園の存在がそうで、戦後多西分園を閉鎖し、子供たちが本園に戻ってくると、分園での生活が様ざまな意味で特徴を示した。それを駒沢で生かすことはできないかという発想からグループホームが生まれた。場所は本園から500メートル離れた上馬2丁目の民家を借り、保母の岸田文子を配置した。岸田は戦前、育成園で保母をした経験があり、結婚後退職したが、夫を喪くし、子供もいないことから再び育成園で働いていた。この有能な職員を特に評価し、グループホームの運営を委ねた。

熟練した夫婦の職員を一軒の責任者と定



昭和25年



昭和38年

め、その人にまかす。そしてその選んだ一軒が地域により密着して、隣近所とおつきあいをしながら、つまり地域社会の協力をもっと身近かにうけて、子供の発達、発育に私どもでは届かないものを補っていただく、そういうことができないか。まず実験してみようというので、とりあえず一軒やった⁽²⁰⁾。

それは「熟練した夫婦の職員」を得ることができず、岸田を母代りとし、松島、長谷川が父代りに随時参加することによって8人の子供と共同生活を開始した。その後昭和28年まで約7

年間継続し、家主との契約条件など諸般の事情もあり、閉じることとした。話題は少しずつだが、このグループホーム開設にまつわるエピソードを紹介してみたい。松島はこの新規事業を都民生局、担当課長であった木田徹郎に持っていき、相談した。木田は「それはほくもたいへんに面白い、研究に値する」とふたつ返事で了承した。早速「金は出してやる、君がいいと思う家があったら言ってこい⁽²¹⁾」となった。そこで前述の民家を見つけたが、担当係長から、それでは二重委託になるから助成を認めることはできないという返事があり、結局木田課長の

戦後における松島正儀の生涯と思想（1）

専決で実施と決まり、この時、使用権、管理権は育成園にあるが、所有権は都に置く理屈をたてた。結果、「子供たちは見事に地域社会にとけこんでいった⁽²²⁾」。このように分園やグループホームでの業績を上げながら、松島は当面、本園の小舎化に力を注ぐ。やがて、昭和50年代にはいとファミリー・グループホームの利点、長所が広く認識されるようになり、昭和53年、東京都児童福祉審議会はファミリー・グループホーム設置の意見具申を行った。そして、昭和58年から試験的に、昭和60年から本格的に実施されるようになり、育成園も58年11月、上馬5丁目に民家を借り、分園型グループホームを開始した。最初は子供4人で、処遇上の効果はまずまず良好である。

註1 「社会事業」、第33巻4号、昭和25年4月、12頁。

2 前掲書、13頁。

3 同書、15頁。

4 福島一雄「全養協活動の足跡」、「養護施設の40年」、1986年10月、53頁。

5 金子保「ホスピタリズムの研究」、川島書店、1994年6月、32頁。

6 「名誉都民小伝」、東京都、1996年3月、32頁。

7 吉田久一、一番ヶ瀬康子編「昭和社会事業史への証言」、ドメス出版、1982年9月、36頁。

8 吉田久一、一番ヶ瀬康子編、前掲書、35頁。

9 同書、37～38頁。

10 「座談会・東京の養護昔・今・未来」、「児童福祉研究」、第20号、1992年12月、21頁。

11 前掲書、21頁。

12 大谷嘉朗「養護事業展開の回顧と展望」（吉田久一編「戦後社会福祉の展開」、ドメス出版、1976年、358～359頁）。

13 大谷嘉朗、前掲書、359頁。

14 同書、361頁。

15 石井哲夫「積極的養護技術論の二十年を顧みて」、「児童福祉研究」、第20号、1992年12月、14頁。

16 野澤正子「1950年代のホスピタリズム論争の意味するもの」、社会問題研究、第45巻2号、1996年2月、37頁。

17 「全国養護施設協議会通信」、第7号、昭和29年2月10日、10頁。

18 東京朝日新聞、昭和52年1月5日。

19 「福祉展望」、第20号、1995年11月、14頁。

20 吉田久一、一番ヶ瀬康子編、前掲書、37頁。

21 同書、37頁。

22 「名誉都民小伝」、東京都、1996年3月、34頁。

4 後進を育てる——教育者としての軌跡

松島は生江孝之の「熱意あるおすすめに素直に従い⁽¹⁾」、昭和21年4月、日本女子大学家政学部社会福祉学科の非常勤講師となり、カリキュラム表記で言えば、「第二講座、社会事業施設論」（2単位、選択科目）、並びに「児童福祉」（4単位、必修科目）を担当することになった。「児童福祉」は数年後、選択科目に変わったが、その後長期にわたりこれらを担当することになる。ちなみに昭和30年度のカリキュラムを見ると、松島は「施設経営管理論」、「児童福祉」の担当者として登場している。細かいことになるが、昭和36年度の「履習便覧」によると「施設経営管理論」は3、4年次生を対象とする2単位科目で、37年度以降これに加えて「養護原理」を担当する。つまり、同大学社会福祉学科の児童福祉分野をほぼ全て、非常勤講師の松島が引き受けたわけで、大学側の信頼と期待をここにみることができる。さて、授業のための講義要綱、ノート類は残されていないものかと資料類を整理してみると、昭和20年代のものが出てきた。それらのなかにはメモや、今日では判読で

きないものが含まれていたものの、「社会福祉論」のレジユメによると、講義で取り上げた項目は次のとおり。

1. 社会福祉論の根拠、2. 社会福祉思想の変遷、3. 対象論、4. 社会福祉事業の目的、5. 社会福祉事業の主体、6. 社会福祉事業の方法、7. 社会福祉立法

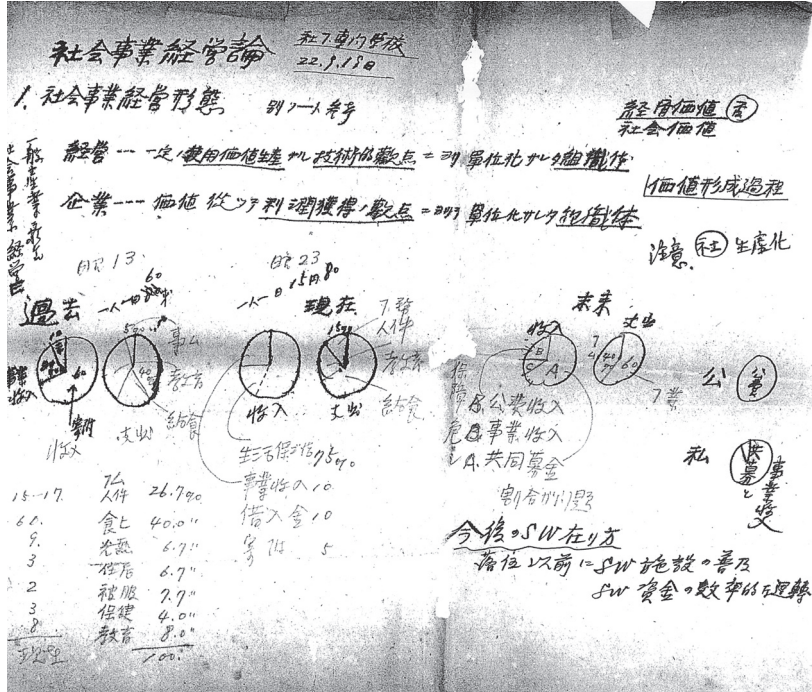
後になると便覧、要覧に講義概要が文章となり、具体性が増す。そうした一例として、昭和44年度の「社会事業施設管理論」は、「社会事業施設の特質を論じ、福祉専門職特有の人事管理研究を主軸に、財務及び事務管理、建物諸設備の管理等について検討し、クライアントの福祉保障と能率化を考える」。以上は講義に関する事で、この他学科運営に関わる様ざまな相談に乗り、教育方針に触れた助言なども行っている。昭和23年当時「実習」は存在せず、「見学」という呼び名であったが、現場に学生達を触れさせる授業を積極的に推進し、それを受け入れたのは東京育成園であった。

社会科に於ける研究も終り、自由研究のグループ数名が実地見学におもむき、松島先生を囲み、今日の一問題である児童福祉法、共同募金による社会福祉事業の影響等々質問はつきない⁽²⁾。

また同窓生を中心に組織された「桜楓会社会部の協力の下に、今度、母校日本女子大学社会福祉学科内に社会福祉施設相談室が開設されました⁽³⁾」。相談室の指導、運営を松島に委ね、「先生自らの体験と理論にもとづいた方針により運営された⁽⁴⁾」という。かくしてフィールドワークを担当、あるいは昭和23年5月、調査も受け持って「松島先生の指導を受けて里親制度

に対する意識調査を行い、大学昇格祝賀祭で展示」を行っている。こうした取り組みは続く昭和30年代も変わらず、学科付属施設の立ち上げを実現すべく、「松島先生を中心に研究会を毎水曜に開いた⁽⁵⁾」ことが記録に記されている。では、どの位の期間関わったのかというと、自身は「26年間続けておりました⁽⁶⁾」と言うが、正確には昭和21年4月から48年3月までの29年間であり、ちなみに松島の後任とし「社会福祉施設管理」を担当したのは重田信一である。同大学通信教育部、機関誌「いづみ」(第2号、昭和26年2月)に「勤労と教養の問題」と題するエッセイを寄稿、「学びによって自己の教養の線を高くすることと、働きによって生きることが、ともに相関連する」ことを強調、教養についても「これ等が無理なく身につけていたことも知った嬉しさ」を味わってほしいと語りかけた。

12月20日年の瀬も迫り、冬の休暇に入らんとする私の担当「児童福祉」講義の終講の時、同科2学年のNさん、Kさんが代表で、クラスで協議一決したから左記の事柄を是非実施させて下さい、指導を頼むということであった。その要点は次の4つの事柄である。1. クリスマスからお正月へと一般の子供たちは、それぞれの家庭にあって親たちと楽しいその時を迎えるのに、戦争の結果その肉親や家庭を失った子供達の福祉措置は如何。この問題が前講に於て質問討議され、先生より次の如き解答がなされていた。2. A. 戦争に原因する孤児達の数は全国で12万3,000名に達している。B. 全国に専門の養護施設は450あり、東京はその15%に当たる施設と児童がいて、児童福祉法により現在1人1日53円10銭の生活費が支給されている。C. 家と親とを失った子供たち故に、クリスマスが来てもお



日本社会事業専門学校における講義ノートの一部 (昭和22年9月19日)

正月が来ても、おそらくその子の名前を覚えている者も、知っている者もない故、自分の名前を書いてクリスマスカード1枚、年賀状1枚その子たちにはこないでしょう。然もそれは今年も来年もそうでしょう。以上の事柄を学んだ社会福祉学科2学年の学生は、子供達の生活に結びついた道徳について、次の様な問題を感じ、且つ学んだ。…犠牲心とか正義とかいうものは社会生活の現実に、具体的であるべきであるということであった。これ等の認識に立ってこの学生達はクリスマス、お正月に収容児童個人宛カード発送運動の具体化の検討をした。中央児童相談所、東京都民生局児童課を訪ねて勉強し、準備成って約300名の児童のこれを実施した。

松島は東京神学大学でも、10年間の非常勤講師をしたと述べる⁽⁷⁾。筆者が同大学教務課に問

い合わせたところ、非常勤講師の記録は残されていないが、教養科目として「社会福祉」を教えていた可能性は高いという応答を得た。日本社会事業大学との関わりは、戦後まもない昭和21年11月、日本社会事業学校講習科が設けられた時、各地で開催する講習会の講師となった。第1回は昭和21年11月、滋賀県、第2回は22年1月、長野県、第3回は22年2月、千葉県で実施、松島はここで「ケースワークの実際」を教え、出席者は毎回数十名規模であった。ただし、回を重ねるごとに講習日数を増やしている。やがて昭和23年4月、日本社会事業学校非常勤講師として「社会事業経営」を担当したが、この時の履修生に大坂讓治がおり、講義を契機としてその後長い交流がはじまったという⁽⁸⁾。松島の思い出は次の様である。

社会の出発は筆者に美しい夢を与えてい



左から松島正儀、大谷嘉朗、福田垂穂、石井哲夫、松島美枝子

た。当時、育児院東京育成園をいう私の立場は、街に溢れる戦災引揚げ孤児、浮浪児を施設超満員の状態に引き受けながらではあるが、敗戦前にはかつて経験したことのない、輝きのある希望を胸に抱いた記憶なのである⁽⁹⁾。

児童福祉の世界では、誰言うともなく、“松島学校”と呼ばれる、ゆるやかな同学のグループが形成された。松島を中心に、漸次研究者、現場の実践家が集まって語り合うようになったのである。松島学校の「生徒」であるか、ないかは自称、他称それぞれ有りで条件と呼ぶものはない。そこで、主な「生徒」を数名、とり上げてみたい。ただし、大谷嘉朗については既に触れたので省略。まず福田垂穂の場合。昭和24年4月、旧制七高から日本社会事業学校、研究科に入学、授業を通じて松島を知る。「講義はいつも淡々としていた。静かで穏やかな声と微笑を絶やさない眼、しかしその内容は長い実践と研

究に裏付けられ、説得力に充ちていた」。実習先を育成園に選んで出入りし、その後明治学院大学を卒業すると、今度は育成園に住み込み、児童指導員の見習いになった。松島の講義を、次の様に紹介している。

施設管理論というのが、特別講義のなかにあった。60人の子どもたちと生きることに精一杯のなかで、施設そのものを客観視してみることがなかった私には、その講義の始まるのが待ち遠しかった。担当の小柄の講師はいつも黒服に黒いネクタイ、黒い編み上げ靴、細い黒縁の眼鏡という黒づくめの姿であられた⁽¹⁰⁾。

仲村優一の場合。学徒出陣で東大を繰り上げ卒業、戦後復員し、新設の日本社会事業学校に入学したが、社会福祉についてはほとんど知るところがなかった。そうした時、松島と出会い、指導を受けるようになった。長谷川重夫による

戦後における松島正儀の生涯と思想（1）

と、仲村は育成園に就職することを希望したが給料を払えないという理由で、やむなく、日本社会事業学校の助手となり、その後は研究者の途を歩んだ。仲村の松島評は次の様である。

社会福祉の世界における文字通りの大先輩でありましたが、全く先輩ぶった顔をなさることなく、どこまでも謙虚で誠実な、ひとりのソーシャルワーカーとして、その一生を全うされました。私どもは松島先生を通してプロのソーシャルワーカーの精神を学びとらなければなりません⁽¹¹⁾。

次に石井哲夫の場合。昭和23年11月、東京大学文学部心理学科に在学中の石井は突然、育成園を訪問した。すると、戦前から児童心理に関心を持つ松島は、児童相談事業を始めたい、そのためには専門の心理学研究者を得たいと望んでいた。そこへ石井が現われたのである。松島の印象は「研究タイプ、年齢24歳で少し若すぎる心配はあったが、当時46歳の筆者（松島）が所長責任として、必要なる場合に補う⁽¹²⁾」ことで、地域住民を対象とする相談事業を開始した。園内の児童図書館を使って毎週火曜日はライブラリー、木曜日は相談日とし、「児童教養相談」は有料、無料の二本立、経済的余裕のない者からは料金を取らない。薄給ではあったが給与を支払った。その石井が見た松島の印象。

先生の魅力は、先生の実践的、教育的信条にあったと思っています。先生の信条は社会福祉事業の専門化、科学化であり、自らの養護施設の経営においても早くから建物の近代化、小舎制、家庭養育法、グループリビングなどの研究的実践を開発されてきました⁽¹³⁾。

少し変わった角度から松島に親炙した例として

平井信義の場合。長谷川重夫によると、「高□久□君がネフローゼになった。この時、愛育病院の平井信義氏を知り、助けてほしいとお願いしました。さっそく麻布の愛育病院に入院し、元気になって戻ってきた。こうしたきっかけで、平井氏が育成園とかかわりを持つようになった⁽¹⁴⁾」という。そして、昭和27年以降、平井は育成園の監事として、役員の一人名となった。平井の文章を引用する。

私と東京育成園との関わりは、私が愛育病院で小児科医をしていたときに、育成園のT君が腎臓病で入院したことに始まります。T君につき添って長谷川重夫さんが見えたのですが、T君に対する対応は、親たちにまさるやさしさがあり、育成園がすぐれた養護施設であるということを知り、それまでの養護施設に対する私の黒いイメージを覆すものでした⁽¹⁵⁾。

松島は研究と実践の両方に等しく関心を寄せ、「実践に触れつつ、新しい理論を開拓することが社会福祉の将来に重要な意味を持つと思っていました⁽¹⁶⁾」と語る。例えば、自身に関する例を挙げるなら、措置費が果していくらあることで、児童福祉施設の最低基準は守られるのか、問題となった時、昭和28年5月、第7回全国児童福祉大会で「児童福祉収容施設措置費適正化に関する研究」と題する研究発表を行い、適正価格とその具体的な金額を明らかにした。当時、育児園児について平井の様な印象を抱いた人びとが多いなか、「此処の子供たちに会って見ても想像していたような『施設の子』というような陰はミゼンもなかった⁽¹⁷⁾」。

註1 松島正儀「社会福祉講座で結ばれた思い出」、『社会福祉』（日本女子大）、第28・29合併号、

- 1989年 9月、24頁。
- 2 「家庭週報」、第1622号、昭和23年10月、13頁。
- 3 「家庭週報」、第1623号、昭和23年11月、23頁。
- 4 前掲書、24頁。
- 5 「日本女子大学社会福祉学科50年史」、「社会福祉」(日本女子大)、第18号、昭和50年 3月、96頁。
- 6 松島正儀「社会福祉とわが人生」、「1982年心配事相談事業年報」、全国社会福祉協議会、昭和58年 3月、56頁。
- 7 「キリスト教社会福祉の証言」、日本基督教社会福祉学会、1992年 3月、89頁を参照。
- 8 「基督教児童福祉」、第11号、平成 9年 9月、12頁。
- 9 松島正儀「思い出と期待」、「日本社会事業大学四十年史」、日本社会事業大学、昭和61年11月、313頁。
- 10 福田垂穂「松島正儀先生に導かれて」、「キリスト教社会福祉の証言」、日本基督教社会福祉学会、1992年 3月、23頁。
- 11 日本ソーシャルワーカー協会会報、第44・45号、1997年 7月、48頁。
- 12 松島正儀「施設がした地域福祉活動」、月刊福祉、第44巻 3号、昭和36年 3月、50頁。
- 13 石井哲夫「故松島正儀先生を偲んで」、児童養護、第28巻 1号、1997年 3月、3頁。
- 14 長谷川重夫インタビュー録音、東京育成園所蔵。
- 15 「ともがき」、第15号、1997年12月、7頁。
- 16 「福祉展望」、第20号、1995年11月、13頁。
- 17 「福祉広報」、(東京都社会福祉協議会)、昭和33年12月、11頁。

(続)